

国立歴史民俗博物館特別共同利用研究員取扱細則

〔平成20年10月28日〕
〔歴博規第71号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構特別共同利用研究員規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第66号）第11条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における特別共同利用研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(研究指導)

第2条 博物館は、大学の要請に応じ、当該大学の大学院学生で、文献史学、考古学、民俗学および自然科学を含む関連諸学に関する分野を専攻する者に対し、必要な研究指導を行う。

2 研究指導を行う者は、博物館の教授、准教授及び助教とする。

(受入資格)

第3条 特別共同利用研究員は、国内外の大学院の博士課程又は修士課程に在籍し、前条第1項の分野を専攻する者とする。

(受入人数)

第4条 特別共同利用研究員の受入人数は、原則として各研究教育職員ごとに1名とする。

(受入れ決定)

第5条 特別共同利用研究員の受入れは、別に定める募集要項により大学院から推薦された者について教務委員会の議を経て、館長が決定し、その旨を当該大学院及び推薦された者に通知する。

(受入時期)

第6条 特別共同利用研究員の受入時期は、原則として毎年4月とする。

(研究成果報告および研究指導報告)

第7条 特別共同利用研究員は、受入期間終了の2ヶ月前までに、別紙様式1の研究成果報告書を指導教員を通じて、館長に提出しなければならない。

2 指導教員は、特別共同利用研究員から提出された研究報告書と別紙様式2の研究指導報告書を教務委員会の議を経て、館長に提出しなければならない。

(研究修了証明書の交付等)

第8条 博物館は、特別共同利用研究員が所定の研究を終了した場合は、別紙様式3の研究修了証明書を交付するとともに、その在籍する大学院にその旨を通知するものとする。

(施設等の利用)

第9条 特別共同利用研究員は、博物館内の施設、設備及び文献その他の資料等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができる。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、特別共同利用研究員の受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年11月1日から実施する。

年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

氏 名 印
(自 署)

年度特別共同利用研究員研究成果報告書

国立歴史民俗博物館特別共同利用研究員取扱細則により、下記のとおり研究成果を報告します。

(フリガナ) 氏 名	年 月 日生 (歳)	男 女
所属大学院における 専 攻 名	研究科	専攻
所属大学院における 在 籍 区 分	修士 ・ 博士 (年次)	
研 究 課 題		
指 導 教 員 職 ・ 氏 名	国立歴史民俗博物館研究部	研究系
研究従事予定期間	自 年 月 ~ 至 年 月	
研 究 内 容	[別紙として提出] ※ 研究の経過・内容・成果等について、A4判 2,000字～ 4,000字程度 (図表等を含む)	

年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

(指導教員)

所属職名

研究系

氏 名

印

年度特別共同利用研究員研究指導報告書

国立歴史民俗博物館特別共同利用研究員取扱細則により、下記のとおり研究指導結果を報告します。

特別共同利用研究員 氏 名	
所属大学院における 専 攻 名	研究科 専攻
所属大学院における 在 籍 区 分	修士 ・ 博士 (年次)
研 究 課 題	
受 入 期 間	自 年 月 ～ 至 年 月
指 導 の 概 要	[別紙として提出] ※ A4判 1, 200字程度
評価及び特記事項	【評価】 優 ・ 良 ・ 不可 (いずれかに○をつけてください) 【特記事項】